



## ■中間損益計算書

(単位：百万円)

区分	平成27年度中間期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)		平成28年度中間期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
経常収益	24,061		24,268	
資金運用収益	13,769		13,139	
(うち貸出金利息)	(9,352)		(9,149)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,315)		(3,844)	
信託報酬	1		—	
役務取引等収益	3,225		3,107	
特定取引収益	86		12	
その他業務収益	6,346		7,671	
その他経常収益	632		337	
経常費用	19,328		21,919	
資金調達費用	697		426	
(うち預金利息)	(527)		(342)	
役務取引等費用	1,716		1,844	
その他業務費用	4,504		7,353	
営業経費	11,828		12,057	
その他経常費用	581		238	
経常利益	4,733		2,348	
特別損失	44		10	
固定資産処分損	42		6	
減損損失	2		3	
税引前中間純利益	4,689		2,338	
法人税、住民税及び事業税	1,716		469	
法人税等調整額	△ 144		14	
法人税等合計	1,571		484	
中間純利益	3,117		1,853	

## ■中間株主資本等変動計算書

平成27年度中間期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	36,800	248	5,499	57,474
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 667	△ 667
中間純利益							3,117	3,117
自己株式の取得								
自己株式の処分							△ 6	△ 6
別途積立金の積立					2,000		△ 2,000	—
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	2,000	—	443	2,443
当中間期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	248	5,943	59,918

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,223	83,688	21,202	8,084	29,287	127	113,103
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 667					△ 667
中間純利益		3,117					3,117
自己株式の取得	△ 1	△ 1					△ 1
自己株式の処分	21	15					15
別途積立金の積立		—					—
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△ 5,626		△ 5,626	33	△ 5,592
当中間期変動額合計	19	2,463	△ 5,626	—	△ 5,626	33	△ 3,129
当中間期末残高	△ 1,203	86,151	15,575	8,084	23,660	161	109,973

平成28年度中間期（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	254	5,454	59,435
会計方針の変更による 累積的影響額							95	95
会計方針の変更を反映した 当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	254	5,550	59,531
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 584	△ 584
中間純利益							1,853	1,853
自己株式の取得								
自己株式の処分							△ 3	△ 3
別途積立金の積立					2,000		△ 2,000	—
土地再評価差額金の取崩							△ 9	△ 9
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	2,000	—	△ 744	1,255
当中間期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	40,800	254	4,805	60,786

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,205	85,666	21,879	8,297	30,176	161	116,005
会計方針の変更による 累積的影響額		95					95
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 1,205	85,762	21,879	8,297	30,176	161	116,100
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 584					△ 584
中間純利益		1,853					1,853
自己株式の取得	△ 1	△ 1					△ 1
自己株式の処分	22	19					19
別途積立金の積立		—					—
土地再評価差額金の取崩		△ 9					△ 9
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△ 1,619	9	△ 1,609	39	△ 1,570
当中間期変動額合計	21	1,277	△ 1,619	9	△ 1,609	39	△ 292
当中間期末残高	△ 1,184	87,039	20,259	8,307	28,567	201	115,808

## ■注記事項（平成28年度中間期）

### （重要な会計方針）

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

##### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 8. ヘッジ会計の方法

##### (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

##### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

#### 9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## (会計方針の変更)

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。）を当中間会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当中間会計期間の期首において、繰延税金資産が95百万円、繰越利益剰余金が95百万円増加しております。

当中間会計期間の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は95百万円増加しております。

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

## (中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式又は出資金の総額
 

株式	113百万円
出資金	776百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
 

破綻先債権額	1,218百万円
延滞債権額	28,756百万円

 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
 

3カ月以上延滞債権額	一百万円
------------	------

 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 

貸出条件緩和債権額	5,271百万円
-----------	----------

 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 

合計額	35,246百万円
-----	-----------

 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 

	7,352百万円
--	----------

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	
有価証券	2,742百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,327百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
 

有価証券	77,120百万円
------	-----------

 また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 

保証金	1,150百万円
-----	----------
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 

融資未実行残高	527,853百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	524,049百万円

 （又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
 

劣後特約付借入金	12,000百万円
----------	-----------
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額
 

	1,210百万円
--	----------

## (中間損益計算書関係)

- その他経常収益には、次のものを含んでおります。
 

貸倒引当金戻入益	93百万円
株式等売却益	77百万円
- 減価償却実施額は次のとおりであります。
 

有形固定資産	431百万円
無形固定資産	309百万円

## (有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	112
関連会社株式	1
投資事業組合出資金	776
合計	890

(注) 子会社株式及び関連会社株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ■主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	第86期中間期 (平成26年9月)	第87期中間期 (平成27年9月)	第88期中間期 (平成28年9月)	第86期 (平成27年3月)	第87期 (平成28年3月)
経常収益	20,479	24,061	24,268	40,871	48,320
うち信託報酬	1	1	—	3	2
経常利益	4,320	4,733	2,348	5,657	5,453
中間純利益	3,126	3,117	1,853	—	—
当期純利益	—	—	—	3,266	3,218
資本金 (発行済株式総数)	16,062 (171,359千株)	16,062 (171,359千株)	16,062 (171,359千株)	16,062 (171,359千株)	16,062 (171,359千株)
純資産額	104,824	109,973	115,808	113,103	116,005
総資産額	2,207,814	2,240,153	2,253,500	2,303,267	2,291,624
預金残高	1,983,003	2,035,307	2,062,509	2,083,597	2,099,989
貸出金残高	1,311,430	1,366,555	1,421,243	1,345,089	1,414,305
有価証券残高	645,842	653,180	620,512	679,080	636,537
1株当たり配当額	3.00円	3.50円	3.50円	7.00円	7.00円
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	1,433人 [343]	1,438人 [342]	1,493人 [343]	1,407人 [343]	1,414人 [343]
信託財産額	685	685	—	685	—
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—
単体自己資本比率（国内基準）	10.48%	9.47%	8.49%	9.63%	8.90%

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 従業員数は、嘱託、臨時従業員及び出向者を含んでおりません。  
3. 平均臨時従業員数は、当期の所定労働時間に換算し算出しております。  
4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。  
5. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

## ■大株主一覧

(平成28年9月30日現在)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	7,969千株	4.65%
佐賀銀行行員持株会	6,534	3.81
株式会社十八銀行	5,223	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,667	2.72
日本生命保険相互会社	3,806	2.22
株式会社肥後銀行	3,479	2.03
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,403	1.98
株式会社福岡銀行	3,075	1.79
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2,873	1.67
住友生命保険相互会社	2,813	1.64
計	43,843	25.58

(注) 当行は、自己株式として4,326千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.52%）を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。